



福祉・健康

●介護保険料・後期高齢者医療保険料の納期 納付書で納める方の第8期分の納期限は、2月29日(月)です。納付には、納め忘れない便利で確実な口座振替をご利用ください。市税等収納取扱金融機関または市役所(介護福祉課または保険年金課)で、振替を希望する納期限の45日前までに手続きしてください。

●介護福祉課保険料担当(保険年金課後期高齢者医療係)

●介護保険料・後期高齢者医療保険料の休日窓口を開設 **日時** 2月28日(日)の午前9時～午後4時 **場所** 市役所介護福祉課・保険年金課 (介護福祉課保険料担当、保険年金課後期高齢者医療係)

●元気歯つらつ健口講座 4月に始まる通常コースの体験会です。 **日時** 3月26日(土)の午後1時30分～3時 **場所** 松原町高齢者福祉センター **対象** 65歳以上の方 **内容** むせ防止、口の乾燥予防・改善、噛む力・飲み込む力を向上させる口腔体操、歌など

●国民健康保険運営協議会 **日時** 2月23日(火)の午後1時30分 **場所** 市役所3階庁議室 (傍聴直接会場へ〈保険係〉)

ど **定員** 100人(申込順) **参加費** 無料 **申込** 2月16日から歯科医師会事務所 ☎540067(月～金曜日)の午前10時～午後4時へ 〈高齢サービス係〉

あいぽくく (保健福祉センター) **健康係** ☎545126 **保健指導係** ☎547303 **※申し込みは午前8時30分から**

●マタニティークラス **日時** 3月4日・11日・18日(いずれも金曜日/全3回)の午後1時30分～4時 **※18日は午前9時30分～午後0時30分** **場所** あいぽくく **対象** 妊娠16～27週の方 **内容** 妊婦体操、沐浴指導、調理実習など **※11日** のみ夫の参加可 **参加費** 300円 **時** ち物母子健康手帳 **申込** 保健指導係へ

●こんにちは赤ちゃん訪問事業 生後2～3か月のお子さんのいる家庭に訪問員証を携帯した保健師などが訪問し、3～4か月児健診の案内、育児相談、子育て情報の提供を行います。不在の場合は再訪問します。なお、出生通知票のはがきを提出して

いない方は、早めに提出してください。 **日時** 3月の午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く) **対象** 平成28年1月生まれのお子さん(保健指導係)



●ひなまつり工作会 おだいらさまとおひなさまを作ります(参加費無料/申込不要。期 **日** 3月2日(水) **時間**・**対象** 午前10時30分～11時30分 小学生と保護者) **▽午後2時～4時** 18歳未満のお子さんと保護者 **※** いずれも材料がなくなり次第終了 **場所** 児童センター「ぱれっと」

●国民健康保険運営協議会 **日時** 2月23日(火)の午後1時30分 **場所** 市役所3階庁議室 (傍聴直接会場へ〈保険係〉)

●国民健康保険運営協議会 **日時** 2月23日(火)の午後1時30分 **場所** 市役所3階庁議室 (傍聴直接会場へ〈保険係〉)

●国民健康保険運営協議会 **日時** 2月23日(火)の午後1時30分 **場所** 市役所3階庁議室 (傍聴直接会場へ〈保険係〉)

●国民健康保険運営協議会 **日時** 2月23日(火)の午後1時30分 **場所** 市役所3階庁議室 (傍聴直接会場へ〈保険係〉)



消費生活相談室 インターネット通信販売での購入に注意

消費生活相談室に相談のあった事例をもとに、トラブルへの対応を紹介いたします。



相談

18歳の娘がダイエットサプリをインターネットで1回限りのつもりで注文し、代金引換で支払った。後日、宅配業者から連絡があり、ダイエットサプリの2回目の配達があることが分かった。1回限りの注文のつもりだったので、2回目の配達を解約したい。どうしたらよいか。

回答

販売業者のホームページを確認したところ、「3回の定期購入となり、解約する場合は2回分の違約金を支払う」と明記されていました。

今回のケースでは、契約者が未成年であるため、民法の規定により契約の取り消しが可能です。販売業者の利用規約には、生年月日の分かる証明書(写真)を添付して取り消し書面を送付する方法が記載されていました。そこで、相談者には、販売業者に契約の取り消し書面を送付し、2回目のダイエットサプリが配達されても受け取りを拒否するよう助言しました。

最近、1回限りのお試しと誤って注文したら定期購入になってしまったという相談が増えています。特にインターネットで注文する場合は、1回限りのお試しの契約なのか、1回目だけ割引価格となる定期購入の契約なのかを、よく確認してから注文しましょう。

☆詳しくは、消費生活相談室 ☎549399へ。